

5. 健康・福祉・生きがいづくり

- 5-1 高齢者福祉の充実
- 5-2 介護サービスの充実
- 5-3 障害者福祉の充実
- 5-4 健康づくりの推進
- 5-5 医療体制の充実
- 5-6 保健予防の充実
- 5-7 国民健康保険の健全運営
- 5-8 介護保険の健全運営
- 5-9 生活支援サービスの充実
- 5-10 文化財の保護・継承
- 5-11 芸術文化活動の促進
- 5-12 生涯学習の充実
- 5-13 図書館サービスの充実
- 5-14 生涯スポーツの振興
- 5-15 人権文化の啓発
- 5-16 人権意識向上の場の充実

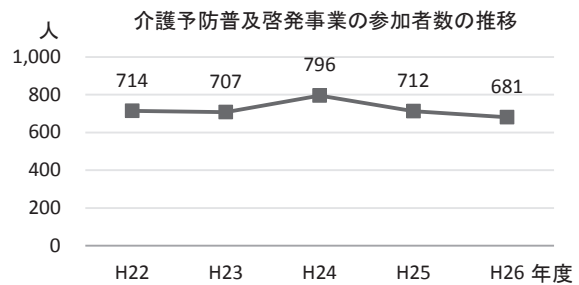
施策 5-1 高齢者福祉の充実

1. 現状と課題

高齢者が増える中、健康な生活が営めるよう、健康維持や閉じこもり予防などに努め、高齢者の自発的な活動につなげるとともに、高齢者の見守り、生活を支援することが望まれています。

介護・保険・健康・医療など、さまざまな面から支える「地域包括支援センター」については、第二、第三地域包括支援センターを新たに設置したことにより、気軽に相談できる体制づくり及び拠点の強化を進めています。

今後、支援を要する高齢者や独居世帯の増加が予想されることから、見守り、生活支援などの方策を検討し、支援体制を整備する必要があります。



2. 施策の展開方針

高齢者人口は、今後ますます増加することから、健康を維持するために積極的に介護予防に取り組んでいただけるよう普及・啓発に取り組めます。

独居世帯の増加に対しては地域住民や介護サービス事業者、医師会など関係者の協力を得ながら連携を図り、支援や見守りに取り組めます。

また、平成 27 年度介護保険制度改正に合わせ、要支援者に対するサービスの多様化、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」へ円滑に移行するよう取り組むとともに、関係各課と連携を図り、高齢者が住みなれた地域で生活が維持できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組めます。

3. 主な取組み

- ① 介護予防教室を引き続き行います。
- ② 介護予防に関する支援制度や認知症の理解を図るとともに、市の取り組みの周知を行います。
- ③ 地域における高齢者の交流機会の創出に取り組めます。
- ④ 国の示す新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に円滑に移行できるよう取り組めます。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。
- ⑥ 地域包括ケアシステムの構築において NPO や住民ボランティア、民間事業者などの多様な主体による高齢者支援体制について本市におけるあり方を検討し構築します。



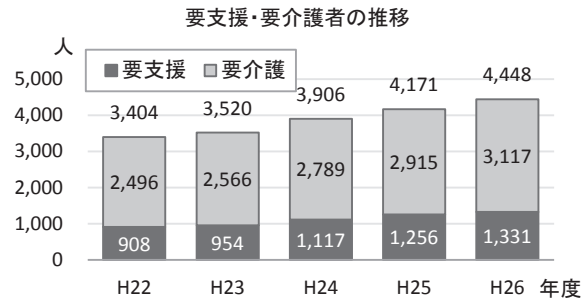
施策5-2 介護サービスの充実

1. 現状と課題

要支援・要介護認定者数が年々増加する中、高齢者が安心して暮らせるよう、適切な介護サービスの提供と医療の確保が求められています。適切な介護サービスを提供するための一環として、介護認定及び給付の適正化を図っています。

地域密着型施設及び市内介護施設への実地指導や認定調査員の質の向上、市職員による認定調査内容の点検などにより、公平公正な介護認定を行い、利用者にとって適切なサービスを提供しています。

適正な介護サービスの提供を引き続き推進するため、介護サービス施設を充実させるとともに、介護認定及び給付の適正化を強化していく必要があります。



2. 施策の展開方針

要支援・要介護者に適正なサービス提供を行うため、地域密着型施設及び市内介護施設に対し、利用者のニーズに応じたケアやサービス提供、虐待防止などの運営指導と、算定基準に応じた運営及び請求に関する報酬請求指導を継続して実施します。

また、介護認定を行う認定調査員の質をさらに向上させるよう取り組むとともに、過剰サービスの抑制のため、給付費通知の発送などにより、給付の適正化を強化します。

これらの取り組みと合わせ、医師会や介護サービス事業者と協力し、在宅医療と介護連携の推進や認知症対策の推進に努めます。

3. 主な取組み

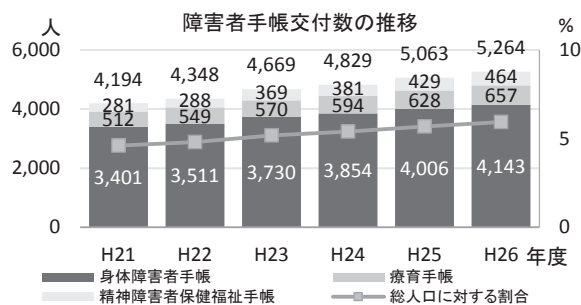
- ① 地域密着型施設及び市内介護施設の実地指導を行います。
- ② 介護認定を行う認定調査員の質の向上に取り組みます。
- ③ 医療と介護の連携のため、医師会や介護サービス事業者との連携を図ります。
- ④ 認知症対策を推進します。
- ⑤ 介護サービス施設など、介護給付サービスの充実に取り組みます。

施策 5-3 障害者福祉の充実

1. 現状と課題

市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、障害者に対する理解を深めるための広報、啓発活動を行うとともに、障害者の地域での日常生活及び社会参加の支援や環境整備を行っています。

障害福祉サービスは、質、量ともに増加傾向であり、その需要に対応する体制づくりが必要です。また、障害者のライフステージに応じて、家族を含めたサポート体制の充実が求められます。



2. 施策の展開方針

奈良県障害者権利擁護センターとともに、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待の防止に関する正しい理解の普及に努めます。

生活支援センター及び指定特定相談事業所とともに、社会資源に関する情報共有など連携強化に努め、相談支援体制の充実に取り組みます。

障害者が地域で安心して自立した生活を営み、社会参加することができるよう、支援事業所や関係機関と緊密に連携し、障害福祉サービスの充実に取り組みます。

障害者の雇用・就労機会の確保のため、市内企業に対して障害者雇用の制度の説明や障害特性についての理解を深める活動に取り組みます。また、障害者優先調達法をもとに市役所における調達向上に努めます。

特別な支援を必要とする子どもが適切な支援を受けることができる体制づくりのため、関係機関が正確な情報を取得し、適正な支援を連携して行うことができるよう取り組みます。

3. 主な取組み

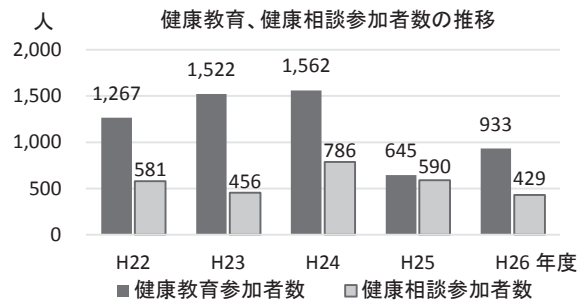
- ① 障害者の権利擁護や障害者虐待防止法についての正しい理解の普及・啓発に取り組みます。
- ② 相談支援専門員への情報提供、連携強化に努め、障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成を促進します。
- ③ 生活支援センターや指定特定相談事業所などの関係機関と情報共有、連携強化に努めます。
- ④ 地域自立支援協議会暮らし部会にて、保健・医療・福祉の関係機関と協議を進めます。
- ⑤ 地域自立支援協議会教育部会にて、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行うために、支援や配慮が必要な方の情報を記載するサポートファイルの作成・普及に努めます。
- ⑥ 地域自立支援協議会就労部会にて、ハローワーク、就労支援事業所及び関係機関と協議を進めます。
- ⑦ 障害者就労施設からの物品などの調達方針を定めます。また、市役所における調達向上に取り組みます。

施策5-4 健康づくりの推進

1. 現状と課題

健康に関する問題について、保健師・管理栄養士が個別に相談に応じ適切な助言を行うことにより、自己の健康管理に関する理解を深め、各種検診・健康診査を積極的に受診する、生活習慣を見直すなど、実生活に役立ち、日常の生活習慣改善のきっかけとなることを目的に行動変容につなげるための支援を行っています。

全国の傾向と同様に本市においても高齢者が増加するため、健康寿命の延伸が特に重要な取り組みとなっています。



2. 施策の展開方針

「健康寿命の延伸」に向けて、各種検診・健康診査や相談を行うとともに、各種団体、関係機関と協働して日常生活の中で最も取り入れやすい「歩く」という運動を通して市民自ら健康づくりを図る「すこやか100万歩運動」を推進します。

また、各種団体のメンバーで「大和郡山すこやか21推進委員会」を定期的に関き、メンバーとともに、自分らしい人生を送るための人づくり・まちづくりをめざして、生涯を通じた健康づくり、がん・生活習慣病予防、健康づくりに取り組みます。

3. 主な取組み

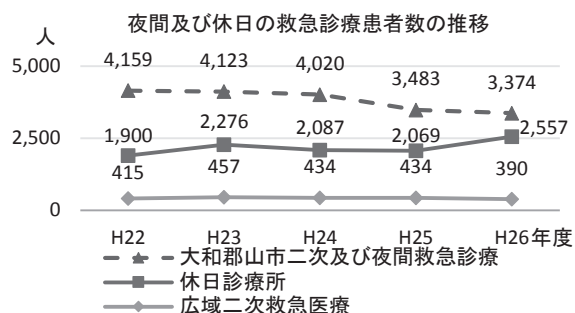
- ① 各種がん検診、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査などの各種検診・健康診査を行います。
- ② 精神保健福祉相談、自殺対策推進担当者会議など、各種相談や対策事業を行います。
- ③ 市民の健康づくりを図る「すこやか100万歩運動」を推進します。
- ④ 各種団体のメンバーで「大和郡山すこやか21推進委員会」を定期的に関きます。



施策 5-5 医療体制の充実

1. 現状と課題

休日・夜間においても適切な医療サービスを受けることができるよう、休日応急診療所や二次及び夜間救急診療など、救急患者の応急処置体制の構築に取り組んでいます。いざという時に適切な対応ができるよう、かかりつけ医師を持つことや、救急時にどの診療施設に行くべきか、日頃から確認できるような環境整備を行うことにより、市民の医療不安を解消することが望まれます。



2. 施策の展開方針

病気の際はまずかかりつけ医を受診していただくなど、市民に対して情報提供を行います。

夜間及び休日における市民の救急診療について、大和郡山市医師会、大和郡山市薬剤師会、二次及び夜間受入医療機関とともに、救急診療受入体制の整備に取り組めます。

3. 主な取り組み

- ① 市ホームページになら医療情報ネット、小児救急医療電話相談、大和郡山市医師会、奈良県医師会、奈良県歯科医師会などのリンクを貼り、情報提供を行います。
- ② 休日における救急診療の受入体制の整備に取り組めます。
- ③ 二次及び夜間受入医療機関の体制整備に取り組めます。



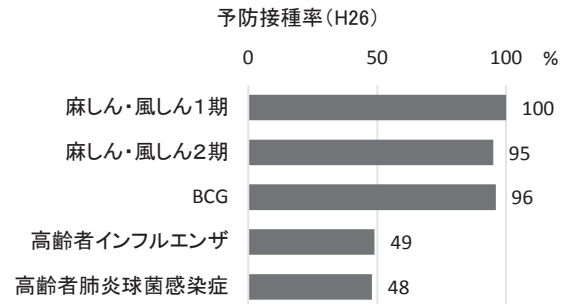
施策5-6 保健予防の充実

1. 現状と課題

市民のライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスを身近な場所で受けられるよう、健診（検診）を受けやすい環境づくりや健康寿命の延伸への取り組みが求められており、市の健康づくり計画である「第2次大和郡山すこやか21計画」を策定し、推進しています。

また、乳幼児や保護者、高齢者を中心に、予防接種の接種率の向上への取り組みが必要です。

子どもの予防接種については日本脳炎の接種機会を逃した方の接種機会確保や新規で導入される定期予防接種についても周知を徹底していく必要があります。



2. 施策の展開方針

健康寿命の延伸については、「第2次大和郡山すこやか21計画」を推進している市民団体から構成される大和郡山すこやか21推進委員とともに、自分らしい人生を送るための人づくり・まちづくりをめざして、生涯を通じた健康づくり、がん・生活習慣病予防、健康づくりに取り組みます。

予防接種の接種率の向上については、こんにちは赤ちゃん訪問などで保護者と直接お話をする機会に、予防接種予診票綴りを配付し、予防接種についての説明を行うことで、接種率の向上に取り組めます。

3. 主な取り組み

- ① 健康寿命の延伸のため、がん・生活習慣予防などの健康づくりを推進します。
- ② 乳幼児の保護者に直接予防接種について説明を行うとともに、予防接種予診票綴りを配付します。
- ③ 定期予防接種を引き続き実施します。
- ④ 高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の予防に取り組めます。

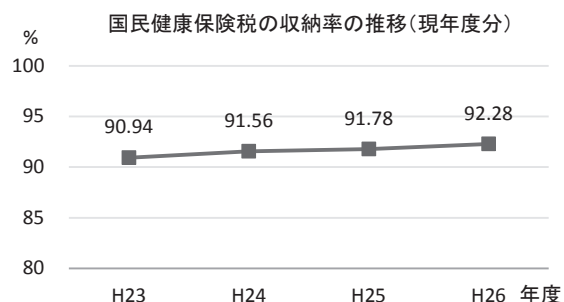
施策 5-7 国民健康保険の健全運営

1. 現状と課題

国民健康保険加入者が病気やけがをしたとき、負担が少しでも軽く済み、安心して医療を受けられることができる制度を維持するため、滞納世帯に対する戸別訪問や保険証更新時の夜間や休日の納税相談など、納税者（滞納者）と面談できる機会を増やし、滞納額の減少に努めています。また、十分な所得・資産などを有しているにもかかわらず納税の意思のない悪質と思われる滞納者に対しては、差押などの滞納処分を科し、滞納整理を行っています。

併せて、生活習慣病の発症と重症化の予防を広報し健康維持の促進を行っています。

所得も資産も少なく納税“できない”人の滞納も多く、その対応が課題となっています。



2. 施策の展開方針

納税相談の機会を増やし、滞納者それぞれに応じたきめ細かな対応を、より強化します。

平成 30 年度から都道府県が国保運営に中心的役割を果たす国民健康保険の改革については、奈良県及び県内市町村と協力して医療費の適正化に取り組み、保険税の上昇抑制につながるよう努力するとともに、市町村事務の効率化・標準化によるコスト削減を図り、広域化が国民健康保険加入者にとって大きなメリットとなる制度を築き上げるために協議を進めます。

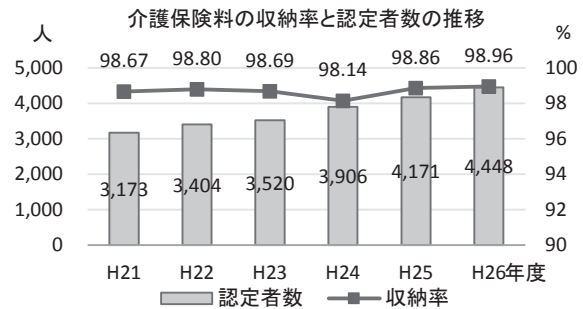
3. 主な取組み

- ① 滞納者の戸別訪問や保険証更新時の夜間・休日対応などを継続し、納税相談の機会を増やします。
- ② 悪質な滞納者には差押など滞納処分を行います。
- ③ 県及び県内市町村と協力し、国民健康保険の改革に対応します。
- ④ 生活習慣病の発症や重症化の予防について広報を行います。

施策5-8 介護保険の健全運営

1. 現状と課題

介護保険の諸制度を理解し、各種サービスを適正に利用するとともに、手続きや保険料の納付を適正に行うよう支援を行っています。介護保険制度を維持するため、自主納付の啓発促進とともに、年金支給月（偶数月）に夜間徴収を実施し、収納率の向上に取り組んでいます。



2. 施策の展開方針

第6期介護保険事業計画（平成27年～平成29年までの3年間の計画期間とし、3年ごとに見直しを図る）の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年までのサービス水準や、給付費、保険料の水準を推計し、中期的な視点から施策の展開を図ります。

介護保険の適正なサービス利用を促すため、介護保険についての諸制度の理解を深めていただけるように、きめ細かな広報・啓発活動に取り組めます。

納付しやすい年金支給月や夜間に訪問・徴収を行い収納率の向上に努めます。

3. 主な取組み

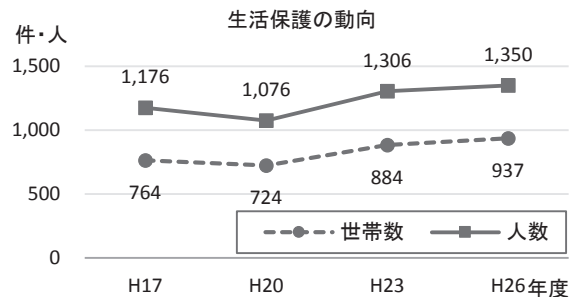
- ① 介護保険制度の充実を図るため、介護保険事業計画を策定します。
- ② 市ホームページ、広報紙などにより介護保険及び保険料の収納に関する情報提供を行います。
- ③ 年金支給月や夜間の徴収を行います。

施策 5-9 生活支援サービスの充実

1. 現状と課題

リーマンショック直後に急増した生活保護受給者はその後も緩やかに増加を続けています。就労支援員を配置し、稼働能力を有する生活保護受給者の生活状況や就労阻害要因の把握に努めるとともに、生活保護受給者の世帯状況に応じた自立支援を行っています。また、ハローワークとの間に協定を締結し、情報の共有を行うなど自立促進のための連携を強化しました。ハローワークへの同行などにより切れ目のない就労支援を行い受給者の自立促進につなげています。

生活保護受給者の自立促進のためには、稼働能力を有する生活保護受給者が受給を始めた早期から支援をする必要がありますので、受給者の増加にあわせて自立支援の充実・強化が求められています。



2. 施策の展開方針

稼働年齢層を含む生活保護受給者の増加や非正規雇用労働者や低所得世帯の増加など、経済的に困窮している市民が自立した生活をするためには、まず、安定した収入が得られるための就労が必要です。

ハローワークなど労働情報の提供及び相談機関との連携を強化して生活困窮者の就労について支援するよう取り組みます。

3. 主な取組み

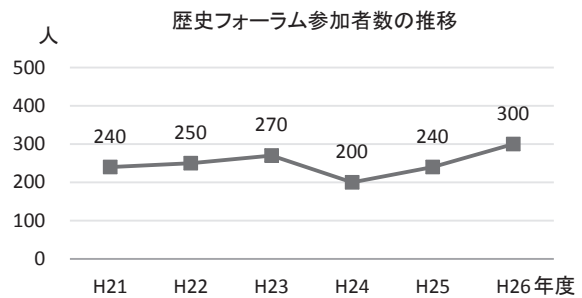
- ① 就労支援員による支援を継続して行います。
- ② ハローワークをはじめとする労働情報の提供者や各相談機関との連携強化を図ります。
- ③ 経済的に生活に困窮している市民からの相談に対して早期の支援を行い、きめ細やかな対応を図っていきます。

施策5-10 文化財の保護・継承

1. 現状と課題

文化財を活かしたまちづくり、ひとづくりのため、市内の文化財について、埋蔵文化財発掘調査や古文書調査、史跡整備や指定文化財の保存修理事業、「こおりやま歴史フォーラム」や「ミニミニミュージアム」における普及教育などを行っています。

重要な文化財については指定などの措置を講じ、保存のための整備や修理を行い、広く活用する必要がありますが、各種文化財の基礎的な調査が不十分であるほか、調査を通じて文化財全般に関する保存・活用・継承する方針が明確になっていないのが現状です。



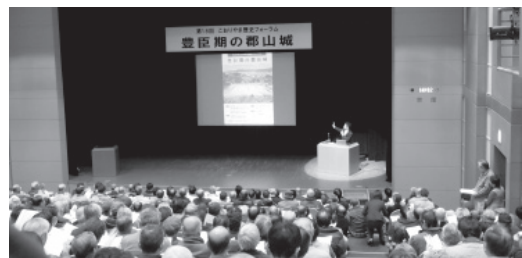
2. 施策の展開方針

文化財保護行政の骨格となる基本方針・指針を策定し、各種文化財の調査のデータをもとに、重要なものについては指定、登録などの保存措置を講じるとともに、多くの文化財全般についても保存・活用・継承できるような施策を推進します。また、整備事業や普及教育活動を通じて活用と公開を推進します。

市民、団体、学校などとの連携を進め、市民が文化財とふれあう機会を増やし、歴史と文化に対する理解と愛着を育み、文化財保護に携わる市民学芸員や文化財ガイドといった人材の育成確保に努め、地域活性化や地域創生、まちづくりやひとづくりにおける文化財の活用を積極的に図っていく施策を進めます。

3. 主な取組み

- ① 歴史文化基本構想など、根幹となる基本方針の検討・策定を行います。
- ② 古文書調査や発掘調査だけでなく、美術工芸品・民俗文化財・天然記念物など各分野の調査を実施し、基礎的なデータを収集します。
- ③ 保存活用を図るために、整備や修理を進め、公開します。
- ④ 講演会、展覧会などを開催し、文化財にふれる機会を提供します。
- ⑤ リーフレットなどを活用し普及に努めます。
- ⑥ 団体などとの連携を深め、市民学芸員、市民調査員、文化財ガイドの育成確保に努めます。



施策 5-11 芸術文化活動の促進

1. 現状と課題

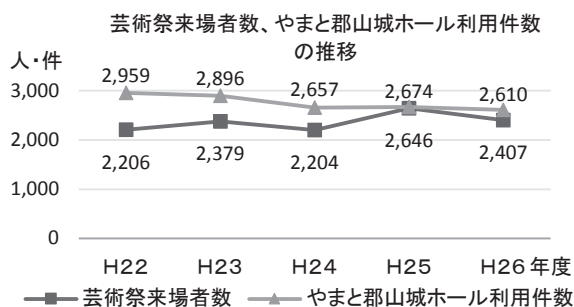
伝統芸能を継承し、市芸術文化活動を促進するため各種イベントを行っています。

設立 60 周年を迎える伝統ある芸能文化団体もあり、伝統芸能を披露するイベントを春・秋に開催するなど、本市芸能文化の発展・向上に寄与しています。また、新たに設立された芸能文化団体や、市内を拠点に全国で演奏活動を行っている和太鼓グループなどもあり、民間主導による文化芸術の活動が活発になってきています。

しかしながら、一部の団体においては協会会員の高齢化の問題もあり、若年層の育成が課題となっています。

また、やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点とし、自主事業の充実や施設の利用促進を図り、芸術文化の振興を図っています。

芸術祭は、出品数も多く、参加者が積極的に活動しています。しかし、限られたスペースでの展示となることや、若い世代が趣味をもって参加してもらうことが課題となっています。



2. 施策の展開方針

芸術文化団体の伝統文化の伝承と後身の育成を図る活動を後方から支援し、各団体への加入者を増やすことで今後の継続的で活発な活動を促進します。

やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点に、自主事業の充実や施設の利用を促進し、芸術文化の振興を図ります。

芸術祭は絵画、書道、工芸、写真の作品展示で、市内外を問わず幅広い世代からの出品者をめざし、展示方法や芸術意欲を高めるよう取り組みます。

市の偉大な先人としてその業績を顕彰するため、水木十五堂賞を開催し、故郷に対する夢や誇りを共有するとともに文化を将来に語り継いでいきます。

3. 主な取り組み

- ① 伝統芸能などの伝承に努め、後身の育成支援を行います。
- ② やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点として、芸術文化の振興を図り、様々な活動を展開していく土壌を作っていきます。
- ③ 芸術意欲を高める芸術祭は、市内外を問わず幅広い世代からの出品者をめざします。
- ④ 「第 32 回国民文化祭・なら 2017」の開催準備に取り組みます。

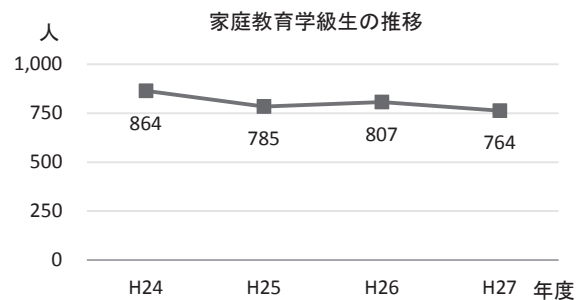


施策5-12 生涯学習の充実

1. 現状と課題

家庭生活や子どもの学習・生活上の問題などについて話し合い、個人個人が抱えている不安や悩みを共に解決したり、自己実現を図ったりするための学習の場を作ることを目的に、家庭教育学級を設けています。また、女性を対象に知恵と実践力を身につけ、明るい家庭づくりに役立つことを目的とした女性学級、人権学習・高齢者問題・食生活改善などの学習を推し進める生活学校、新興住宅地の女性を対象としてコミュニティ形成と学習の場を提供する移動公民館学級などの生涯学習講座を設けています。

子どもを取り巻く家庭環境が多様化しており、家庭教育における問題の把握が困難になっており、保護者の参加機会を増やすとともに多様なニーズに即した運営が求められています。また、生涯学習講座については参加者の高齢化が進んでいる学級もあり、次世代につながるよう努める必要があります。



2. 施策の展開方針

家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やせるよう周知と呼びかけを行い、多様かつ現在のニーズに即したテーマで家庭教育学級を運営していきます。

生涯学習講座についての周知を行うことで講座への積極的な参加を呼びかけ、次世代へつなげるよう努めます。

3. 主な取組み

- ① 家庭教育学級について、気軽に参加できるよう周知を行います。
- ② 家庭教育学級について、ニーズに即したテーマを設定し運営を行います。
- ③ 生涯学習講座について、意義や魅力の周知に努めます。
- ④ 生涯学習の環境を整えるため、中央公民館の耐震・大規模改修工事を進めます。

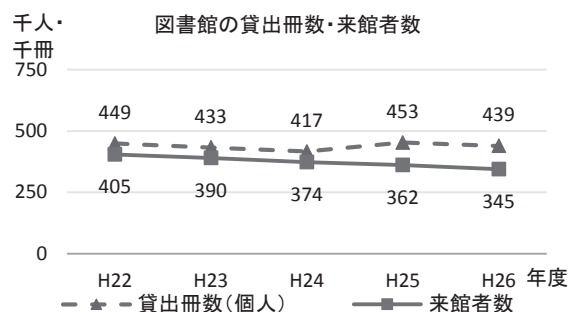


施策 5-13 図書館サービスの充実

1. 現状と課題

赤ちゃんから高齢者、何らかの障害を持つ方まで広く図書館が生涯学習の拠点となるよう、ニーズに応じた資料の収集・提供を行うとともに、子ども読書活動推進事業の一環として、手話付きのおはなし会、英語でのおはなし会、ろう学校や養護学校からの見学などの受け入れなど、特別に支援を必要とする利用者へのサービスを行っています。

今後は図書館利用を促進するとともに、学校・園、教育委員会など子ども読書活動に関わる団体との連携・協力を深めて、子どもの読書活動へ一層の支援が求められます。



2. 施策の展開方針

図書館利用の促進については、幅広い市民のニーズに応えるため、多様な資料を収集し、来館者が、館内でゆっくりくつろいで、必要な資料が容易に手に取ることができるように取り組みます。また、図書館利用が少ない年代、中学生から高校、大学、社会人に適した資料提供を検討するとともに、図書館へ足を運んでいただくための講演会などを行います。その他、図書館利用が困難な方の利用促進を図るための資料充実、関係団体との連携を進めます。

子ども読書活動の推進については、平成19年度から活動を続けてきた実績や成果、これまで活動に関わった関係各課や団体の熱意が継続し、課題解決につながるよう、引き続き、学校・園、教育委員会、関係各課、子ども読書活動に関わるボランティア団体と連携をとって進めていきます。

3. 主な取組み

- ① 多様な資料の収集に取り組みます。
- ② 快適に利用できるよう、配置や利用設備の充実を検討します。
- ③ 図書館ホームページの充実や紙媒体に限らない資料提供を検討します。
- ④ 図書館において講演会の開催など、来館機会の創出を図ります。
- ⑤ 図書館利用が困難な方の利用を推進します。
- ⑥ 子ども読書活動に関わるボランティア団体との連携を図ります。

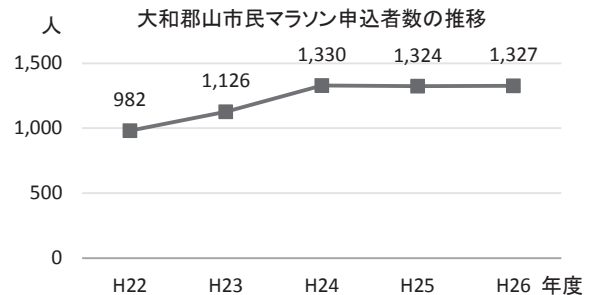


施策5-14 生涯スポーツの振興

1. 現状と課題

市民だれもが気軽に自分にあったスポーツに親しみ、生涯を通じて健康で活力ある豊かな暮らしを実現していくため、市民体育大会をはじめとする各種大会やフェスティバルの開催、ラジオ体操を実施しています。

各種スポーツに親しむ人は、高齢層では増加傾向にありますが、若年層ではやや減少傾向にあります。また、利用できる施設が不足しているだけでなく、既存施設の老朽化が進んでいます。



2. 施策の展開方針

各種スポーツ関連団体とともにさまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民だれも（特に若年層）が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう取り組みます。

また、学校体育施設の地域への開放を推進、各種スポーツ関連団体との連携・協働を行い、スポーツ施設の整備と有効活用に取り組むとともに、県・他市町村と相互連携に取り組みます。

スポーツ観戦（スポーツ活動への参加意欲を喚起）の機会が少ないため、プロスポーツチームとともに、人々にあこがれと感動を与える観戦の機会づくりに取り組みます。

スポーツ推進委員会・体育協会・武道振興会・総合型地域スポーツクラブなどとともに「スポーツをする（スポーツ実践）・みる（スポーツ観戦、スポーツ視聴）・ささえる（スポーツボランティア）」という総合的なスポーツ活動の推進に取り組み、地域住民のスポーツの生活化（豊かなスポーツライフの形成・定着）を図ります。

3. 主な取り組み

- ① 広報紙などでさまざまなスポーツ情報の提供を行います。
- ② 学校体育施設の地域への開放を推進します。
- ③ スポーツ推進委員会・体育協会・武道振興会・総合型地域スポーツクラブ・市内小中学校などと連携・協働を行い、スポーツ施設の整備と有効活用を行います。
- ④ プロスポーツ観戦の機会づくりに取り組みます。
- ⑤ 県・他市町村と相互連携を行い、スポーツ施設の有効利用を図ります。
- ⑥ 「スポーツをする・みる・ささえる」という総合的なスポーツ活動を推進します。

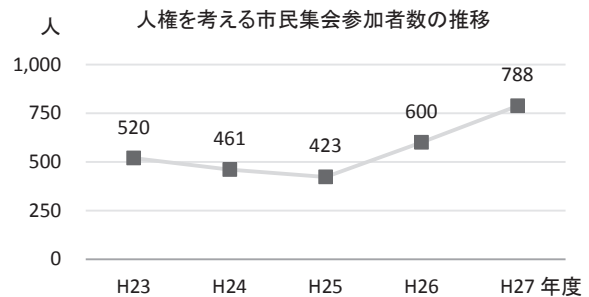


施策 5-15 人権文化の啓発

1. 現状と課題

市民が互いの違いを認め、かつ尊重しあうことができる“まち”であるため、人権に関する啓発活動や集会などを行っています。また、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催し、事業主にも対象を拡大することにより、市全体の人権文化の醸成を図っています。

引き続き集会などへの市民の参加を促すとともに、市内中学校区での人権教育や事業主を対象にした男女共同参画社会の実現に向けた講座などを関係団体と協力し、推進していくことが求められます。



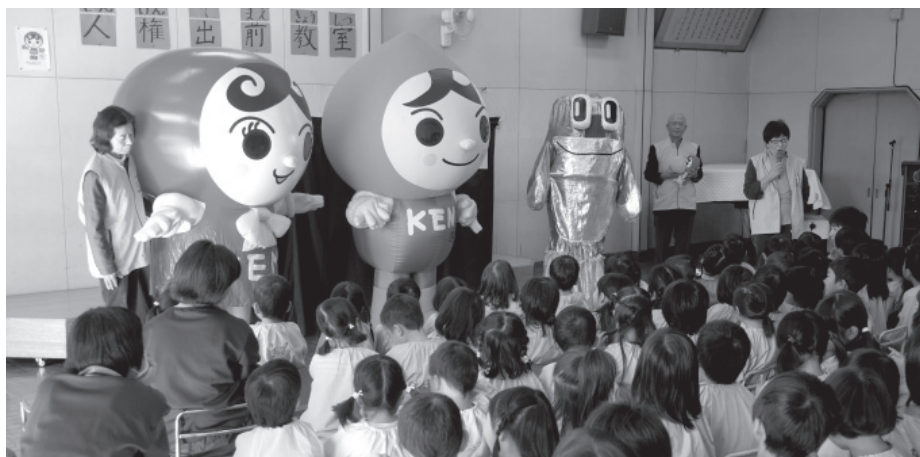
2. 施策の展開方針

「人権を考える市民集会」及び「やまとこおりやま 人権フェア」への、より多くの市民の参加のため、大和郡山市人権のまちづくり推進協議会とともに、人権問題の中で、市民の関心があるテーマや内容を知り、基本的な人権と人間の尊厳に関わるあらゆる差別をなくすための市民運動を展開します。また、事業主向けの周知、啓発内容についても検討します。

子どもたちの自尊感情を醸成し、人権感覚を磨き、人権意識を育むため、学校、保護者、ボランティア、地域のみなさんとともに、憲法に定められた基本的人権を守り、人権確立をめざし、保育ボランティアなどの行事に取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 人権問題の中で市民の関心があるテーマ、内容の調査を行います。
- ② 市内事業主に男女共同参画などに関する情報提供や啓発を行います。
- ③ 子どもたちを対象に、保育ボランティアや外国の文化にふれる機会を設けるとともに、人権教育現地学習などを行います。

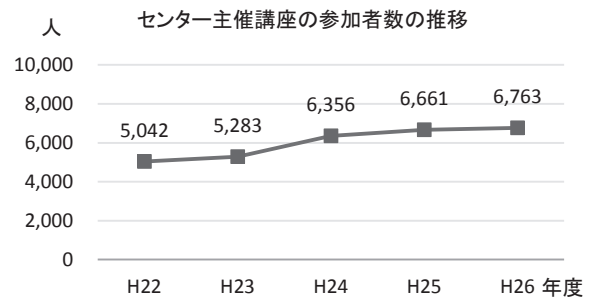


施策5-16 人権意識向上の場の充実

1. 現状と課題

ふれあいセンターやコミュニティセンターでは、人権をはじめとした各種相談の受付、センター主催講座の実施、人権啓発活動、地域住民の交流の場の提供、自治会など各種団体の育成及び地域活動の支援を行っています。

なお、各センターにおける相談内容の多様化、センター主催講座の内容の充実、地域における自主的な活動の低調傾向、施設の老朽化などへの対応が課題になっています。



2. 施策の展開方針

各種相談内容の多様化については、従来の関係機関及び部署などと連絡を密にし、また必要に応じて新たな関係機関との交流を持つなど、柔軟で迅速かつ的確な対応を行えるよう取り組んでいきます。

センター主催講座については、より内容を充実するため、開催の周知方法や時代のニーズに合わせた講座内容の検討を行います。

自治会などの自立促進については、センターはあくまで支援や協力などのサポート役に徹し、各種団体が主体となって地域活動を行うことで、組織としての自立を目指す環境作りを行います。

施設に関しては、老朽化には必要な対策を講じ、運営などの適正化について、民間事業所などとも連携し、将来的なあり方を検討していきます。

3. 主な取組み

- ① 相談内容の多様化に対応するため、関係機関及び部署と連絡を密にし、また必要に応じて新たな関係機関との交流を図ります。
- ② センター主催講座について、広報紙などを活用し、開催周知に努めます。
- ③ センター主催講座について、時代のニーズに合わせた魅力ある講座内容の検討を行います。
- ④ センターは自治会など各種団体の支援や協力などのサポート役に徹し、自立促進を図ります。
- ⑤ 施設の運営などについて、将来的なあり方の検討を行います。
- ⑥ 施設の老朽化について、将来的なあり方を踏まえ、必要な対策を講じます。

